

# 平田村農業委員会だより

第10号

平成28年12月16日

編集・発行  
平田村農業委員会  
Tel (0247) 55-3115  
(直通)

## 農業委員 農地利用最適化推進委員

### 定数条例可決

村では、来年7月から新制度へ移行することから、検討委員会を設置し、検討を行ってきた。

当農業委員会の区域には、農業者852名、農地1,998ヘクタール、これらの規模要件により農業委員は14名、農地利用最適化推進委員は20名が法定

上限になります。検討委員会で協議を重ねた結果、農業委員を8名、新たに設けられる農地利用最適化推進委員を12名とし、11月11日付けで「平田村農業委員会委員等の定数に関する意見書」として村長へ提出しました。

村では、農業委員会から提出された意見書を尊重し、12月議会定例会へ定数条例案を提出し、13日可決されました。今後は新制度移行に向けて、準備を進めていきます。

## 農業委員会制度改正の3つのポイント

### ①農業委員会業務の重点化

農地利用の最適化を推進していくために、以下の業務が強化されます。

- ・担い手への農地利用の集積
- ・遊休農地の発生防止、解消の推進
- ・新規就農、企業等の農業参入の支援

### ②農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会が定めた区域ごとに推薦された者や公募による候補者の中から農業委員会が委嘱します。

遊休農地の発生防止や解消を推進するための農地パトロールや農地の集約化、新規参入の促進等、地域における現場活動が主な業務になります。

### ③農業委員の選出方法の変更

現行の公職選挙制から農業者、農業者が組織する団体等から推薦された者や公募による候補者の中から議会の同意を要件として村長が任命します。

農業委員は、半数を原則として認定農業者とします。ほかにも、利害関係者以外からの登用、女性や青年の積極的な登用を促し、定数は委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度になります。

## 全国農業新聞

農業の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

- 毎週金曜日発行
  - B3版8～10頁建
  - 購読料：月700円[送料, 税込み]
- ◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします。



△検討委員会で定数等について協議

## 今後の主なスケジュール

- 〔平成29年〕
- 3月 農林業座談会等で村民への説明
- 4月 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集
- 7月 新農業委員会スタート

## 耕作放棄地・遊休農地の解消に!

現在、村には130ヘクタールもの耕作放棄地・遊休農地があり、農地がすぐに耕作できない状況になっています。

- ①農地の荒廃が進めば、農地の集積がしにくくなる
- ②周辺農地の病害虫発生を助長
- ③有害鳥獣被害の拡大
- ④洪水防止、土砂崩壊防止の機能低下

など農村地域の活力の低下の要因となります。

かけがえのない農地を守り、有効に活用していくために、維持管理の継続や農地の集積、農地中間管理機構の活用など、農家のみならずの協力が必要です。

また、耕作放棄地や遊休農地について、今後農地の利用意向調査等への意思表示をお願いします。

## 利用権設定の期間が過ぎていますか?

農地を借りて経営規模拡大したい意欲ある農業者と、高齢や勤めなどの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地貸借等の権利を設定し、農地の有効利用と農業の振興を図っています。設定期間が過ぎている場合がありますので、ご確認下さい。

### 農地の権利移動 転用には届出を

農地法第3条により、農地を農地以外として利用するときは、農業委員会の許可が必要となり、無断で転用する事はできません。また、農地の売買や貸し借り、農地への盛土や改良などは、農業委員会へ届出をし、許可を得る必要があります。

当委員会では、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付日を毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）としております。計画的な申請をお願いいたします。

### なくそう無断転用！

〔農地の転用には許可が必要です〕

### く農地改良届を ご存じですか

優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良をする際に提出するのが、農地改良届出です。

農地改良とは、土地の所有者又は耕作者が農地の保全又は利用増進といった農業経営を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して客土又は堀削等を行うことにより農地の形質変更を行う行為です。

- ◎農地法3条申請  
農地を農地として賃借売買する場合

- ◎農地法4条・5条申請  
農地を農地以外のものとして使用する場合  
(例：一般住宅・駐車場・資材置場等)

- ◎農地の賃借の届出等  
・利用権設定

改良の意思がなく、工事等の残土を捨てるような行為は、一時転用の申請が必要です。

#### 【判断基準】※抜粋

- ・期間が3か月以内であること
- ・農地の面積が1,000㎡未満であること
- ・客土、掘削の深さは、1m以内であること

※詳しくは、農業委員会事務局までご相談ください。

電話 (55) 3115

### 全国農業新聞普及

### 優良農業委員会表彰を受賞

福島県下農業委員会大会が11月8日、パルセイイざか（福島市）で開かれました。大会の席上、村農業委員会は普段の農業新聞普及活動が評価され、努力賞を受賞しました。

また、翌日には薬草栽培の先進地である新潟県胎内市を訪問し、薬草（カンゾウ）の栽培方法や圃場の状況について視察しました。

葉たばこ栽培を行ってきた農家が高齢等を理由に廃作し、休耕地や耕作放棄地が増えているという本村が抱える課題と重なる部分が多くあり、薬草栽培は今後遊休農地等の解消に期待が持たれます。



△努力賞を受賞する駒木根会長（写真右）



△カンゾウの圃場を視察

### 農業者年金

老後に備えて  
に加入しませんか？



### 編集後記

異常気象による例年にも増して襲来した台風の被害も最小限で済み、ひと安心できました。米の作柄もやや良と価格も希望価格にはほど遠いが高値に転じ、来年の農作業にも一段と力が入るでしょう。子牛の価格も高値が維持されており、今後引き続き期待したい。又、葉たばこの品質も良好で耕作者の希望価格になることを願いたい。今年もあとわずかとなりましたが、皆様方同様元気に新年を迎えたいものです。

（担当 佐藤四郎）